



# 金 沢 市 公 報

号外第5号の10

令和2年(2020年)3月31日

〒920-8577

金沢市広坂1丁目1番1号

発行所 金 沢 市 役 所

◎ 目 次	ページ	<p>●教育委員会規則</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○金沢市教育委員会教育長事務委任等に関する規則の一部を改正する規則 (教育総務課) 6</li> <li>○金沢市教育委員会事務局の組織及び分掌事務規則の一部を改正する規則 ( " ) 6</li> <li>○金沢市教育委員会事務決裁規則の一部を改正する規則 ( " ) 6</li> <li>○金沢市教育委員会公印規則の一部を改正する規則 ( " ) 9</li> <li>○金沢市立学校職員の人事評価の実施に関する規則の一部を改正する規則 (学校職員課) 9</li> <li>○金沢市立小学校、中学校管理規則及び金沢市立工業高等学校管理規則の一部を改正する規則 ( " ) 9</li> <li>○金沢市学校運営協議会規則の一部を改正する規則 ( " ) 10</li> <li>○金沢市教育プラザ条例施行規則の一部を改正する規則 (地域教育センター) 10</li> </ul> <p>●教育委員会訓令甲</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○教育委員会事務局の職員の勤務時間に関する規程の一部改正について (教育総務課) 10</li> </ul>
<p>●訓令甲</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○行政組織の見直しに伴う関係訓令の整理に関する規程 (行政経営課) 1</li> <li>○金沢市政策調整会議等に関する規程の一部改正について (企画調整課) 2</li> <li>○職員の勤務時間に関する規程等の特例に関する規程の一部改正について (人 事 課) 2</li> <li>○職員服務規程の一部改正について ( " ) 2</li> <li>○金沢市環境局自家用電気工作物保安規程の一部改正について (環境政策課) 2</li> </ul> <p>●告 示</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○金沢市財団等連絡会議設置要綱の一部改正について (行政経営課) 5</li> <li>○金沢市産業振興資金融資要綱の一部改正について (産業政策課) 5</li> <li>○金沢市コミュニティセンター整備費等補助金交付要綱の一部改正について (市民協働推進課) 5</li> <li>○金沢市公衆浴場施設等整備補助金交付要綱の一部改正について (健康政策課) 5</li> </ul>		

## 訓 令 甲

●金沢市訓令甲第1号

庁 中 一 般

行政組織の見直しに伴う関係訓令の整理に関する規程を次のように定める。

令和2年3月31日

金沢市長 山 野 之 義

行政組織の見直しに伴う関係訓令の整理に関する規程

(職員の勤務時間に関する規程の一部改正)

第1条 職員の勤務時間に関する規程(昭和34年訓令甲第2号)の一部を次のように改正する。

別表こども総合相談センターに勤務する職員の項中「こども総合相談センター」を「こども相談センター」に改め、同項の次に次のように加える。

幼児教育センターに勤務する職員	日勤及び夜間勤務	1週間当たり38時間45分勤務とし、その割振り及び時限は、所長が定める。	4週間を通じ4日以上とし、その期日は、所長が定める。	勤務時間6時間を超え7時間45分未満のときは45分、7時間45分以上のときは1時間とし、その時限は、所長が定める。
-----------------	----------	--------------------------------------	----------------------------	---

(職員の勤務時間に関する規程等の特例に関する規程の一部改正)

第2条 職員の勤務時間に関する規程等の特例に関する規程(昭和47年訓令甲第1号)の一部を次のように改正する。

第1項中「調査統計室」の次に「金沢美術工芸大学建設事務所」を加える。

(金沢市児童相談所当直勤務規程の一部改正)

第3条 金沢市児童相談所当直勤務規程(平成21年訓令甲第1号)の一部を次のように改正する。

第3条本文中「こども総合相談センター」を「こども相談センター」に改め、同条ただし書中「こども総合相談センター所長」を「こども相談センター所長」に改める。

附 則

この訓令は、令和2年4月1日から施行する。

---

#### ●金沢市訓令甲第2号

庁 中 一 般

金沢市政策調整会議等に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和2年3月31日

金沢市長 山 野 之 義

金沢市政策調整会議等に関する規程(平成22年訓令甲第6号)の一部を次のように改正する。

第4条第3項中「月曜日」を「火曜日」に改める。

附 則

この訓令は、令和2年4月1日から施行する。

---

#### ●金沢市訓令甲第3号

庁 中 一 般

職員の勤務時間に関する規程等の特例に関する規程(昭和47年訓令甲第1号)の一部を次のように改正する。

令和2年3月31日

金沢市長 山 野 之 義

第1項中「調査統計室」を削り、「スポーツ振興課、金沢マラソン推進課、近江町消費生活センター及び福祉指導監査課」を「及び近江町消費生活センター」に改める。

附 則

この訓令は、令和2年5月7日から施行する。

---

#### ●金沢市訓令甲第4号

庁 中 一 般

職員服務規程(昭和31年訓令甲第15号)の一部を次のように改正する。

令和2年3月31日

金沢市長 山 野 之 義

第3条第1項中「出勤し」を「出勤するとともに、出勤したとき又は退勤するときは」に改め、「出勤時刻」の次に「又は退勤時刻」を加え、同項ただし書中「職員証によらない職員」を「この方法により難しい場合に」、「自ら出勤簿に黒色又は青色による署名をしなければならない」を「職員の勤務時間の状況を把握する方法として別に定める方法によるものとする」に改める。

附 則

この訓令は、令和2年4月1日から施行する。

---

#### ●金沢市訓令甲第5号

庁 中 一 般

金沢市環境局自家用電気工作物保安規程(平成13年訓令甲第3号)の一部を次のように改正する。

令和2年3月31日

金沢市長 山 野 之 義

第3条第1号中「戸室新保埋立場」の次に「(管理棟)」を加え、同条第2号中「西部管理センター」を「戸室新保埋立場(浸出水調整槽)」に改め、同条に次の2号を加える。

(5) 戸室リサイクルプラザ 電気主任技術者

(6) 西部リサイクルプラザ 電気主任技術者

第4条第5号中「第50条の2第1項」を「第51条第1項」に改める。

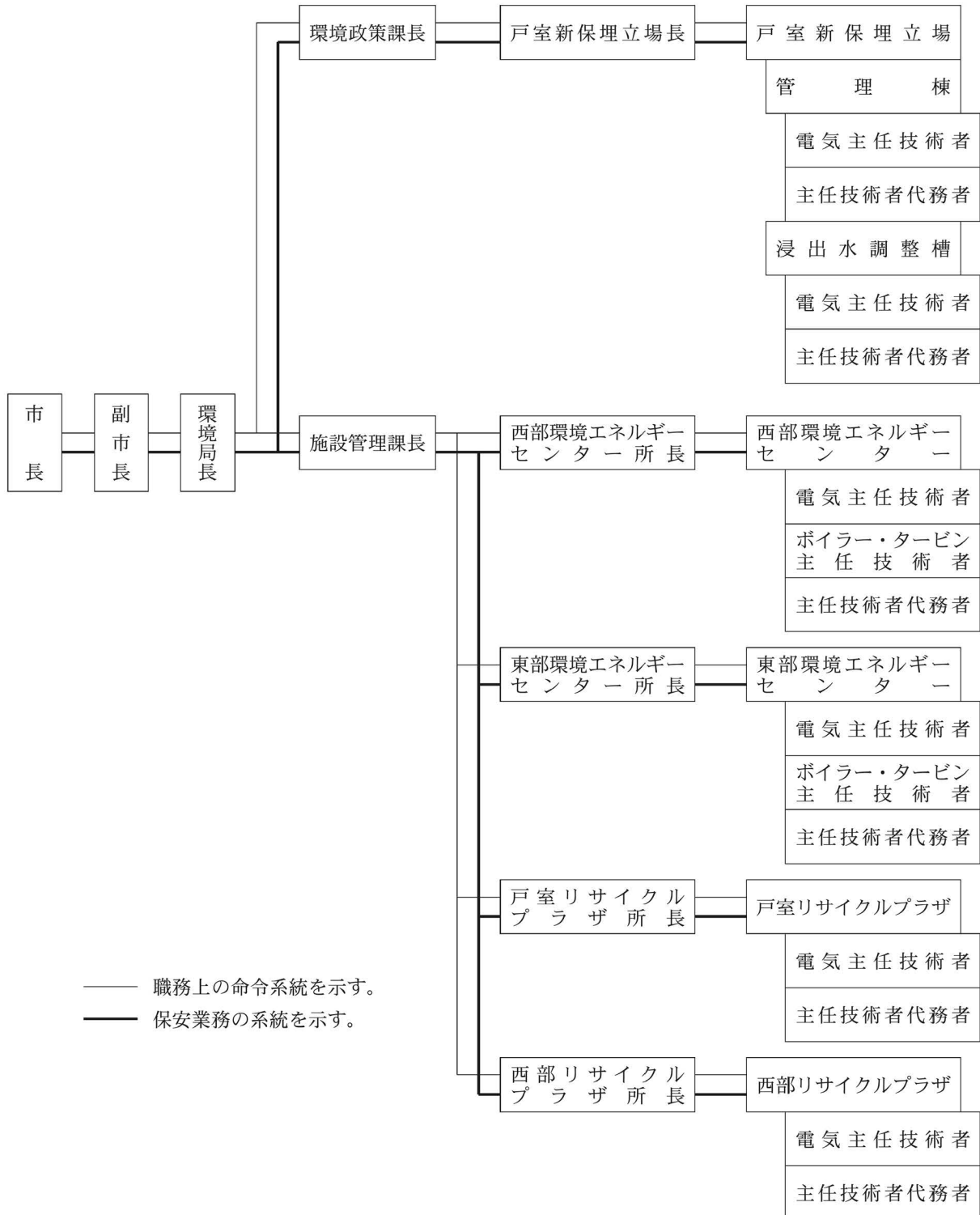
第25条中「北陸電力株式会社と西部環境エネルギーセンター」を「一般送配電事業者（法第2条第1項第9号に規定する一般送配電事業者をいう。以下同じ。）と西部環境エネルギーセンター」に、「北陸電力株式会社と連絡」を「一般送配電事業者と連絡」に改める。

第27条中「北陸電力株式会社」を「一般送配電事業者」に改める。

別表第1を次のように改める。

別表第1（第5条関係）

保安管理組織



別表第2中第2項を削り、第3項を第2項とし、第4項を第3項とし、同表に次の2項を加える。

4 戸室リサイクルプラザ分掌事務

電気工作物に関する次に掲げる事項

- (1) 保安の監督に関する事項
- (2) 工事の設計及び監督に関する事項
- (3) 検査及び試験に関する事項
- (4) 報告及び記録に関する事項

5 西部リサイクルプラザ分掌事務

電気工作物に関する次に掲げる事項

- (1) 保安の監督に関する事項
- (2) 工事の設計及び監督に関する事項
- (3) 検査及び試験に関する事項
- (4) 報告及び記録に関する事項

別表第3配電設備の項中「油洩」を「油洩<sup>えい</sup>」に改め、同表気力・内燃力の項中

気力・ 内燃力	原動機及び 発電機関係	始動用空気タンク 圧力 油洩 損傷 腐食 汚損 亀裂 無負荷運転 (D・G)	日常 1回/週
------------	----------------	---	------------

を

汽力・ 内燃力	原動機及び 発電機関係	始動用空気タンク 圧力 油洩 損傷 腐食 汚損 亀裂 無負荷運転 (D・G)	日常 1回/週 (無負荷 運転 (D・G) に あつては、1回/ 月)
------------	----------------	---	---

に改め、同表発電用ボイラーの項中「発錆<sup>せい</sup>」

を「発錆<sup>せい</sup>」に、「気水分離装置」を「汽水分離装置」に改め、同表蒸気タービンの項中「打疵」を「打傷」に、「発錆<sup>せい</sup>」

を「発錆」に、

腐食 摩耗
----------

 を 

腐食 摩耗 漏洩
----------------

 に改める。

別表第4を次のように改める。

別表第4 (第27条関係)

事業場	責任の分界点
戸室新保理立場 (管理棟)	構内第1号柱の第1支持点 <sup>が</sup> 碍子負荷側最初の電源接続点
戸室新保理立場 (浸出水調整槽)	構内第1号柱の第1支持点碍子負荷側最初の電源接続点
西部環境エネルギーセンター	構内特高受変電室のキュービクル形ガス絶縁開閉装置内最初の電源接続点
東部環境エネルギーセンター	構内第1号柱の第1支持点碍子負荷側最初の電源接続点
戸室リサイクルプラザ	構内第1号柱の第1支持点碍子負荷側最初の電源接続点
西部リサイクルプラザ	構内第1号柱の第1支持点碍子負荷側最初の電源接続点

附 則

この訓令は、令和2年4月1日から施行する。

告 示

●金沢市告示第98号

金沢市財団等連絡会議設置要綱（平成22年告示第226号）の一部を次のように改正する。

令和2年3月31日

金沢市長 山 野 之 義

別表第2中「企画調整課長」を「金沢美術工芸大学建設事務所長」に、「文化施設課長」を「文化政策課長」に改める。

附 則

この告示は、令和2年4月1日から施行する。

●金沢市告示第99号

金沢市産業振興資金融資要綱（平成13年告示第60号）の一部を次のように改正する。

令和2年3月31日

金沢市長 山 野 之 義

附則第3項中「平成32年3月31日」を「令和3年3月31日」に改める。

●金沢市告示第100号

金沢市コミュニティセンター整備費等補助金交付要綱（昭和54年告示第66号）の一部を次のように改正する。

令和2年3月31日

金沢市長 山 野 之 義

第5条第1項中「次項及び第3項」を「第3項及び第4項」に改め、「除き、」の次に「新築又は増築にあつては」を、「50パーセント」の次に「購入又は修繕にあつてはコミュニティセンターの整備費等の額の75パーセント」を加え、同項第6号中「、増築の場合」を削り、「購入」を「又は購入」に改め、「又は増築と修繕とを同時に行う場合」を削り、「7,000,000円」を「10,000,000円」に改め、同号を同項第7号とし、同項第5号の次に次の1号を加える。

(6) 増築の場合 7,000,000円（増築と修繕とを同時に行う場合にあつては、10,000,000円）

第5条第4項中「前3項」を「第1項、第3項及び第4項」に改め、同項を同条第5項とし、同条第3項を同条第4項とし、同条第2項中「50パーセント」を「75パーセント」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 コミュニティセンターの新築の場合、購入の場合又は購入と修繕とを同時に行う場合にあつては、当該新築又は購入と同時に行うコミュニティセンターの解体（当該町会等が5年以上所有し、かつ、建築後30年以上経過したものの解体に限る。）に要する費用の額の75パーセントに相当する額（この額に100,000円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額とし、その額が3,000,000円を超えるときは、3,000,000円とする。）以内の額を、前項の補助金の額に加算することができる。

附 則

この告示は、令和2年4月1日から施行し、令和2年度分からの補助金について適用する。

●金沢市告示第101号

金沢市公衆浴場施設等整備補助金交付要綱（昭和56年告示第25号）の一部を次のように改正する。

令和2年3月31日

金沢市長 山 野 之 義

別表中 

1,000,000円
500,000円
400,000円

 を 

2,000,000円
1,000,000円
800,000円

 に改める。

附 則

この告示は、令和2年4月1日から施行し、同日以後に行う公衆浴場の施設等の整備について適用する。

教 育 委 員 会 規 則

金沢市教育委員会教育長事務委任等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年3月31日

金沢市教育委員会教育長 野 口 弘

●金沢市教育委員会規則第1号

金沢市教育委員会教育長事務委任等に関する規則の一部を改正する規則

金沢市教育委員会教育長事務委任等に関する規則（平成12年教育委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。  
第3条第1項第7号中「第199条第12項」を「第199条第14項若しくは第15項」に改める。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

金沢市教育委員会事務局の組織及び分掌事務規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年3月31日

金沢市教育委員会教育長 野 口 弘

●金沢市教育委員会規則第2号

金沢市教育委員会事務局の組織及び分掌事務規則の一部を改正する規則

金沢市教育委員会事務局の組織及び分掌事務規則（平成23年教育委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。  
第2条第1項の表中「研修相談センター」を「学校教育センター」に改める。

第4条の表中「教職員及び保育職員」を「学校教育に携わる職員」に、「並びに教育相談」を「及び学校教育に係る相談」に改める。

第7条の表中

研修相談センター	研修係	1 教職員の研修に関する事項 2 保育職員の研修の実施に関する事項 3 学校教育及び保育に関する教材等の専門的又は技術的な事項の調査及び研究に関する事項 4 教育資料の収集及び貸出しに関する事項	を
	教育相談係	1 教育相談に関する事項	

学校教育センター	研修係	1 学校教育に携わる職員の研修に関する事項 2 学校教育に関する教材等の専門的又は技術的な事項の調査及び研究に関する事項 3 教育資料の収集及び貸出しに関する事項	に
	教育相談係	1 学校教育に係る相談に関する事項	

改める。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

金沢市教育委員会事務決裁規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年3月31日

金沢市教育委員会教育長 野 口 弘

●金沢市教育委員会規則第3号

金沢市教育委員会事務決裁規則の一部を改正する規則

金沢市教育委員会事務決裁規則（昭和60年教育委員会規則第8号）の一部を次のように改正する。

第2条第7号及び第5条第5項中「研修相談センター」を「学校教育センター」に改める。

別表第2中

教育総務課	1 臨時的任用職員（学校及び共同調理場の臨時的任用職員を除く。）の任免			○		
	2 職員（学校及び共同調理場の職員（以下「学校職員等」という。）を除く。）の育児休業の承認			○		
	3 職員（学校職員等を除く。）の育児短時間勤務の承認			○		
	4 職員（学校職員等を除く。）の部分休業の承認			○		
	5 職員（学校職員等を除く。）の自己啓発等休業の承認			○		
	6 職員（学校職員等を除く。）の配偶者同行休業の承認			○		
	7 職員（学校職員等を除く。）の職務専念義務の免除			○		
	8 職員（学校職員等を除く。）の病気休暇、特別休暇、介護休暇及び介護時間の承認			○		
	9 職員（学校職員等を除く。）の職務外職務の従事許可及び営利企業等の従事又は経営の許可			○		
	10 職員証及び履歴の証明の発行			○		
	11 職員（学校職員等を除く。）の欠勤の処理			○		
	12 職員（学校職員等を除く。）の人事記録の整理			○		
	13 地方公務員法第38条の2第6項第6号の規定に基づく承認（離職した日に学校職員等であった者に係るものを除く。）			○		
	14 文書の収発記号の決定			○		
	15 小学校及び中学校の施設及び設備の目的外使用の許可等			○		
	16 児童及び生徒の入学及び転学に関すること。			○		
	17 児童及び生徒の就学の指定及び区域外就学に関すること。			○		
学校職員課	1 臨時的任用職員（学校及び共同調理場の臨時的任用職員に限る。）の任免			○		
	2 学校職員等の育児休業の承認			○		
	3 学校職員等の育児短時間勤務の承認			○		
	4 学校職員等の部分休業の承認			○		
	5 学校職員等の自己啓発等休業の承認			○		
	6 学校職員等の配偶者同行休業の承認			○		
	7 学校職員等の職務専念義務の免除			○		
	8 学校職員等（小学校及び中学校の職員並びに市立工業高等学校の教職員を除く。）の病気休暇、特別休暇、介護休暇及び介護時間の承認			○		
	9 学校職員等の職務外職務の従事許可、営利企業等の従事又は経営の許可並びに兼職及び他の事業等の従事の承認			○		
	10 学校職員等（小学校及び中学校の職員並びに市立工業高等学校の教職員に限る。）の休暇（校長以外の者にあつては、引き続き7日以上にわたる場合に限る。）の承認			○		
	11 校長の県外出張命令又は3日以上での県内出張命令の承認			○		
	12 学校職員等の欠勤の処理			○		
	13 学校職員等の人事記録等の整理			○		
	14 学校職員等（県費負担教職員に限る。）の休暇及び育児休業に係る講師の任用の内申		○			
	15 学校職員等の健康診断に関すること。			○		

を

	16 地方公務員法第38条の2第6項第6号の規定に基づく承認（離職した日に学校職員等であった者に係るものに限る。）			○		
教育総務課	1 職員（学校及び共同調理場の職員（以下「学校職員等」という。）を除く。）の育児休業の承認			○		
	2 職員（学校職員等を除く。）の育児短時間勤務の承認			○		
	3 職員（学校職員等を除く。）の部分休業の承認			○		
	4 職員（学校職員等を除く。）の自己啓発等休業の承認			○		
	5 職員（学校職員等を除く。）の配偶者同行休業の承認			○		
	6 職員（学校職員等を除く。）の職務専念義務の免除			○		
	7 職員（学校職員等を除く。）の病気休暇、特別休暇、介護休暇及び介護時間の承認			○		
	8 職員（学校職員等を除く。）の職務外職務の従事許可及び営利企業等の従事又は経営の許可			○		
	9 職員証及び履歴の証明の発行			○		
	10 職員（学校職員等を除く。）の欠勤の処理			○		
	11 職員（学校職員等を除く。）の人事記録の整理			○		
	12 地方公務員法第38条の2第6項第6号の規定に基づく承認（離職した日に学校職員等であった者に係るものを除く。）			○		
	13 文書の収発記号の決定			○		
	14 小学校及び中学校の施設及び設備の目的外使用の許可等			○		
	15 児童及び生徒の入学及び転学に関すること。			○		
	16 児童及び生徒の就学の指定及び区域外就学に関すること。			○		
学校職員課	1 学校職員等の育児休業の承認			○		
	2 学校職員等の育児短時間勤務の承認			○		
	3 学校職員等の部分休業の承認			○		
	4 学校職員等の自己啓発等休業の承認			○		
	5 学校職員等の配偶者同行休業の承認			○		
	6 学校職員等の職務専念義務の免除			○		
	7 学校職員等（小学校及び中学校の職員並びに市立工業高等学校の教職員を除く。）の病気休暇、特別休暇、介護休暇及び介護時間の承認			○		
	8 学校職員等の職務外職務の従事許可、営利企業等の従事又は経営の許可並びに兼職及び他の事業等の従事の承認			○		
	9 学校職員等（小学校及び中学校の職員並びに市立工業高等学校の教職員に限る。）の休暇（校長以外の者にあつては、引き続き7日以上にわたる場合に限る。）の承認			○		
	10 校長の県外出張命令又は3日以上 の県内出張命令の承認			○		
	11 学校職員等の欠勤の処理			○		
	12 学校職員等の人事記録等の整理			○		
	13 学校職員等（県費負担教職員に限る。）の休暇及び育児休業に係る講師の任用の内申		○			
	14 学校職員等の健康診断に関すること。			○		
	15 地方公務員法第38条の2第6項第6号の規定に基づく承認（離職した日に学校職員等であった者に係るものに限る。）			○		

に、

「教育プラザ富樫」を「教育プラザ」に、



研修相談センター	1 教職員及び保育職員の研修の実施に関すること。			○			を
学校教育センター	1 学校教育に携わる職員の研修の実施に関すること。			○			に

改める。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

金沢市教育委員会公印規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年3月31日

金沢市教育委員会教育長 野 口 弘

●金沢市教育委員会規則第4号


金沢市教育委員会公印規則の一部を改正する規則

金沢市教育委員会公印規則（昭和27年教育委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第15号を次のように改める。

(15) 金沢市教育プラザ学校教育センター所長印

別表教育プラザ研修相談センター所長印の項を次のように改める。

教育プラザ学校教育センター所長印	方20	てん書	所長名をもってする文書	学校教育センター所長	1	
------------------	-----	-----	-------------	------------	---	--

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

金沢市立学校職員の人事評価の実施に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年3月31日

金沢市教育委員会教育長 野 口 弘

●金沢市教育委員会規則第5号

金沢市立学校職員の人事評価の実施に関する規則の一部を改正する規則

金沢市立学校職員の人事評価の実施に関する規則（昭和33年教育委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

第9条を次のように改める。

(人事評価の結果の開示)

第9条 被評価者の人事評価の結果は、別に定めるところにより、当該被評価者に対し開示するものとする。

第10条を第11条とし、第9条の次に次の1条を加える。

(苦情への対応)

第10条 前条の規定に基づき開示された人事評価の結果に関する職員の苦情その他人事評価に関する職員の苦情については、別に定めるところにより、適切に対応するものとする。

2 職員は、前項の苦情の申出をしたことを理由として、不利益な取扱いを受けない。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

金沢市立小学校、中学校管理規則及び金沢市立工業高等学校管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年3月31日

金沢市教育委員会教育長 野 口 弘

●金沢市教育委員会規則第6号

金沢市立小学校、中学校管理規則及び金沢市立工業高等学校管理規則の一部を改正する規則  
(金沢市立小学校、中学校管理規則の一部改正)

第1条 金沢市立小学校、中学校管理規則(昭和46年教育委員会規則第2号)の一部を次のように改正する。

第24条第1項ただし書中「あつては」の次に「、出勤したとき又は退勤するときは」を、「出勤時刻」の次に「又は退勤時刻」を加え、同条第2項中「出勤簿」を「職員の勤務時間の状況を把握するための出勤簿」に改める。  
(金沢市立工業高等学校管理規則の一部改正)

第2条 金沢市立工業高等学校管理規則(昭和46年教育委員会規則第4号)の一部を次のように改正する。

第26条第1項ただし書中「あつては」の次に「、出勤したとき又は退勤するときは」を、「出勤時刻」の次に「又は退勤時刻」を加え、同条第2項中「出勤簿」を「職員の勤務時間の状況を把握するための出勤簿」に改める。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

金沢市学校運営協議会規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年3月31日

金沢市教育委員会教育長 野 口 弘

●金沢市教育委員会規則第7号

金沢市学校運営協議会規則の一部を改正する規則

金沢市学校運営協議会規則(平成28年教育委員会規則第9号)の一部を次のように改正する。

第1条中「第47条の6」を「第47条の5」に改める。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

金沢市教育プラザ条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年3月31日

金沢市教育委員会教育長 野 口 弘

●金沢市教育委員会規則第8号

金沢市教育プラザ条例施行規則の一部を改正する規則

金沢市教育プラザ条例施行規則(平成15年教育委員会規則第8号)の一部を次のように改正する。

第2条中「こども総合相談センター」を「こども相談センター」に改める。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

教育委員会訓令甲

●金沢市教育委員会訓令甲第1号

教 育 委 員 会

教育委員会事務局の職員の勤務時間に関する規程(昭和48年教育委員会訓令甲第4号)の一部を次のように改正する。

令和2年3月31日

金沢市教育委員会教育長 野 口 弘

別表研修相談センターに勤務する職員の項中「研修相談センターに」を「学校教育センターに」に、「研修相談センター所長」を「学校教育センター所長」に改める。

附 則

この訓令は、令和2年4月1日から施行する。

令和2年(2020年)3月31日	印刷	発行人	金 沢 市
令和2年(2020年)3月31日	発行	発行所	金 沢 市 役 所
	定価 120円	印刷所	(株) 共 栄
		石川県金沢市玉鉾4丁目166番地	